

## 返戻金制度について

採用者が入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、次の基準で本件報酬を返還するものとする。

但し、採用決定者に対する労働条件が雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではないものとします。

- 入社辞退、退職、解雇が入社後 1 ヶ月未満の場合      ： 本件報酬の 80%
- 入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合                    ： 本件報酬の 50%
- 入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合                    ： 本件報酬の 20%

※個別の契約毎に返還基準を設ける場合は、それぞれの契約の基準に基づき返還するものとしたします。

以上